



Tax & Legal Services Newsletter

法人形態での事業運営を促進する租税措置

勅令 No. 630 により個人が法人設立のために資産を譲渡する際に適用される免税措置についての要件を定めた歳入局長通達 No. 5 が 2017 年 6 月 5 日公布され同日付で施行されています。当該通達は、土地および建物は土地法に基づく権利等登録費用の徴収および法的行為のための価値もしくは売買契約書に記載されている取得価額のいずれか高い方の価額で譲渡されなければならないと規定しています。

加えて、パートナーシップもしくは人的組織が法人設立のために資産を譲渡する場合の免税措置を延長する閣議決定が 2017 年 6 月 13 日に行われました。

電子決済 (E-Payment) を促進する租税措置

2017 年 5 月 10 日に公表され 2017 年 5 月 11 日から施行されている勅令 No. 640 は納税者に電子決済 (E-Payment) の使用を促進するために、法人所得税の計算において電子決済機器 (EDC) の取得に係る資本的支出の二重控除を認めています。ただし、EDC を通じた手続きを行う事業者当該機器の使用料が請求されない場合に限り、当該規定が適用される機器は、法に定める特性 (例えば、機器は以前に使用されたことのない新品であること、3 年以上の期間に亘って減価償却されること、など) を有していなければならない、また 2016 年 11 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までの間に支払が行われるものに限り、

加えて、2016 年 11 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間に発生し EDC を通じたデビットカード決済から生じる手数料の二重控除が法人所得税および個人所得税の計算上認められています。当該控除は、個人の場合には年間の売上金額が 30 百万円を超えない納税者、法人の場合には払込済資本金額が 5 百万円を超えずかつ事業年度の売上金額が 30 百万円を超えない納税者が対象となります。

E-Tax Invoice/Receipt に関するガイダンス

タイ国歳入局は 2017 年 6 月 19 日、全国的な電子決済 (E-Payment) システムを促進するため、電子的様式で請求書や領収書 (E-Tax Invoice/Receipt) の作成、発行および保管を網羅する規定を公表しました。2017 年 6 月 20 日から適用されている当該規定の主な内容は以下のとおりです。

- タックス・インボイス、タックス・インボイス・サマリー、クレジット/デビット・ノートおよび領収書の発行を要する VAT 登録事業者は、まず関連する証明機関が発行する証明書を取得し、E-Tax Invoice/Receipt を作成、発行および保管するための申請書を歳入局長宛てに提出する。
- E-Tax Invoice/Receipt を発行できる VAT 事業者 (適格 VAT 事業者) は、安全かつ信頼できるハードウェアおよびソフトウェアを用いて E-Tax Invoice/Receipt を発行しなければならない。
- 電子取引法に則った方法で E-Tax Invoice を発行しなければならない。
- 適格 VAT 事業者は、歳入局が指定した様式によるタックス・レポートと共に E-Tax Invoice/Receipt を毎月歳入局に提出しなければならない。
- 適格 VAT 事業者から商品やサービスを購入した VAT 事業者が発行された E-Tax Invoice は電子的様式で保管されなければならない。
- 適格 VAT 事業者は、E-Tax Invoice/Receipt の作成、発行および管理を代行する業者を指名することができる。
- 電子的様式でタックス・インボイスや領収書を発行することを望まない適格 VAT 事業者は、歳入局に通知することによりその登録を取消することができる。

新規資産への投資に対する追加控除

一定の資産への支出について二重控除を認める勅令 No. 604 の発行に次いで、建物の建築や改修についての追加要件を定めた歳入局長通達 No. 300 が 2017 年 6 月 13 日に公表されました。当該通達によると、2015 年 11 月 3 日より前に建物の建築や改修の許可を申請した法人は 2015 年 11 月 3 日から 2016 年 12 月 31 日までの期間に建築契約を締結していなければならないとされています。加えて、資本的支出は 2015 年 11 月 3 日より前に発生したものであってはならないと規定しています。

最高裁判所の判決 - Retirement Mutual Fund (RMF) 投資ユニットの償還

タイ国最高裁判所は、個人が 2002 年から 2006 年に掛けて法律で定められた控除可能限度額を超えて Retirement Mutual Fund (RMF) の投資ユニットを購入した事態について判決を下しました。当該個人は購入した RMF ユニットの控除可能部分について個人所得税の申告書上、控除しました。

2006 年の後半、当該個人は RMF 投資ユニットのうち非控除可能部分の一部を償還 (換金) し、償還益を生じました。当該償還益は個人所得税の申告書上、所得として申告されましたが、控除可能部分には影響を与えませんでした。しかしながら税務当局の調査官は、当該償還が保有期間の最初の 5 年以内に行われたことから、当該個人は投資ユニットの両方の部分について控除することができないとしました。

最高裁判所は、当該個人は法律に規定される控除可能限度額を超えて RMF の投資ユニットを購入したが、保有期間の最初の 5 年以内に投資ユニットの超過部分 (非控除可能部分) を償還する権利を有しており、当該償還は控除可能部分には影響していないとしました。したがって、RMF 投資ユニットの適格部分は控除可能であるとしました。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されており原文 (タイ語) をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35 年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋
日本国公認会計士	日本国公認会計士	
パートナー	マネージャー	ダイレクター
Tel: 02 - 034 - 0000	Ext. 13399	Ext. 11676
Ext. 40119		

Anthony Visate Loh

Business Tax & Indirect Tax, Legal Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Darika Soponawat

Business Tax (Japanese Services Group) & Indirect Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

Business Tax (Business Model Optimization)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kkoonachoak@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/th/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 245,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 290 partners and over 7,400 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte network") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2017 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.